

平成19年12月1日

稲城市介護支援ボランティア制度に関するQ & A

稲城市  
稲城市社会福祉協議会

問1 介護支援ボランティア制度の試行的（モデル）事業の実施状況（平成19年9月から11月までの3ヶ月間）はどうか？

平成19年11月30日現在、介護支援ボランティア登録者数は216人（うちボランティア保険の新規加入者数49人）、介護支援ボランティア受入指定を受けた団体は13団体となっている。

登録者の年齢構成は、次表のとおりである。なお、最高齢は、93才の女性であった。

（平成19年11月30日現在）

年齢区分（才）	男性		女性	
	人数	割合	人数	割合
65 - 69	16人	39.0%	89人	50.9%
70 - 74	14人	34.1%	46人	26.3%
75 - 79	9人	22.0%	28人	16.0%
80 - 84	0人	0.0%	8人	4.5%
85 -	2人	4.9%	4人	2.3%
合計	41人	100.0%	175人	100.0%

指定を受けた受入団体数は、社会福祉法人が5団体、株式会社が3団体、NPO法人が2団体、医療法人が1団体、公共団体が1団体、その他の団体が1団体であった。

指定を受けた活動内容は、「（1）レクリエーション等の指導、参加支援」が11団体、「（2）お茶だし、食堂内の配膳、下膳などの補助」が8団体、「（3）喫茶などの運営補助」が7団体、「（4）散歩、外出、館内移動の補助」が6団体、「（5）行事等の手伝い（模擬店、会場設営、利用者の移動補助、芸能披露など）」が11団体、「（6）話し相手」が10団体、「（7）その他施設職員とともに行う軽微かつ補助的な活動」が9団体であった。

## 問2 介護支援ボランティア制度の評価事業の状況はどうか？

稲城市介護支援ボランティア制度の評価事業（平成19年度）は次のとおりである。

- 1 目的 介護支援ボランティア制度の実施にあたっての課題、留意点、効果等を明らかにすること。
- 2 内容 制度設計概要の提示、関係者等の役割分担の明確化、論点整理、課題、留意点の提示、アンケート調査、介護予防効果の提示、政策評価（事業効果）の試算等
  - ・第1回評価委員会（平成19年11月26日）
    - (1) 稲城市介護支援ボランティア制度の概要
    - (2) モデル事業の実施状況等について
    - (3) 制度設計及びモデル事業実施にあたっての論点整理等について
    - (4) アンケート調査について
    - (5) 政策評価(事業効果の試算)について
    - (6) 本格実施に向けて
    - (7) その他
  - ・第2回評価委員会（平成19年2月開催予定）
    - (1) アンケート調査の結果について
    - (2) 介護予防効果の提示、政策評価（事業効果）の試算等
    - (3) 報告書素案について
    - (4) その他
- 3 介護支援ボランティア制度評価委員会の設置
  - ・委員 13名  
(学識経験者 1名、医師会 1名、歯科医師会 1名、薬剤師会 1名、南多摩保健所 1名、公募市民 2名、社会福祉協議会 1名、民生児童委員協議会 1名、みどりクラブ連合会 1名、介護保険施設 1名、民間サービス事業者 1名、居宅介護支援事業者 1名)  
(委員は、稲城市介護保険運営協議会委員を充てた。)
- 4 予算規模等 600千円
  - 内訳 制度評価委員会委員報償 214千円
  - 事務用消耗品費 156千円
  - 報告書印刷費 230千円

問3 介護支援ボランティア制度実施にあたって、管理機関（社会福祉協議会）及び介護支援ボランティア受入機関（介護保険施設等）から事務上の負担についての意見はどうか？

管理機関（社会福祉協議会）では、「介護支援ボランティアの登録」、「評価ポイントの管理、付与等」、「介護支援ボランティアポイント転換交付金の交付」等が、ボランティアの受入機関（介護保険施設等）では、「介護支援ボランティア手帳へのスタンプ押印等」の事務がある。

これまでに事務負担については、第1回介護支援ボランティア制度評価委員会での質疑の中で、登録人数が予想を超えている中でボランティアへのコーディネート等の事務負担について「一日にそれほど多くの申し出があるというものではない。…（中略）…。社会福祉協議会事務局職員は3人おり、丁寧な対応、コーディネートを行っている。」との状況報告を受けている。なお、「評価ポイントの管理、付与等」及び「介護支援ボランティアポイント転換交付金の交付」に関する事務は、毎年4月及び7月にまとめて行う予定としている。

また、平成19年11月に実施した介護支援ボランティア受入機関へのアンケート調査では、事務上の負担が過重であるとの意見は寄せられていない。

試行的（モデル）事業実施後のこれまでの3ヶ月間に、関係機関から事務負担が過重となった、との意見等は寄せられていない。

問4 介護支援ボランティア活動を行うにあたって、介護支援ボランティアに対する特別な研修等は行うのか？

稲城市の介護支援ボランティア活動は、従来から行われてきた活動をそのまま指定するものであるため、特別な研修等は行う予定はない。しかし、ボランティア等を受け入れにあたって、それぞれの受入機関（介護保険施設等）が独自の研修等を行っている場合には、それを受講することになる。

なお、社会福祉協議会では、従来からボランティア等を対象とした研修等の事業を行っている。

問5 介護支援ボランティア活動として「身体介護」や「生活援助」を対象としない理由は何か？

「身体介護」や「生活援助」は、ホームヘルパー、介護福祉士などの専門職により、個別の援助計画等に基づき、適切に提供されるべきであると考えている。これに対し、介護支援ボランティア活動は、高齢者が自らの意思に基づき、無理なく参加できる「社会参加活動」でなければならないと考えており、稲城市では、「身体介護」や「生活援助」などの介護は対象としない。

問6 介護支援ボランティア活動として「居宅での活動」を対象としない理由は何か？

「居宅での活動」は、第三者の目が入らないことから、ホームヘルプサービス等と混同するなど、稲城市が目指す介護支援ボランティア制度の目的や趣旨と異なるものとなる恐れがあると判断し、当面は対象から除くこととした。将来、こうした問題が解決される見込みとなった場合に、あらためて対象とするかどうかについて、検討したい。

問7 介護支援ボランティア活動は、要介護4・要介護5などの高齢者にとって参加が困難であるので、介護保険料を財源の一部とすることは適切ではないのではないか？

介護支援ボランティア制度は、地域支援事業介護予防事業の特定高齢者施策ではなく、地域支援事業介護予防事業の一般高齢者施策として実施するものであり、要介護4・要介護5の高齢者を含むすべての高齢者の参加が可能な制度である。このため制度上は、一般高齢者、特定高齢者、要支援者及び要介護者の別を問わず対象となる。

また、地域支援事業は制度上、国、都道府県、市町村の負担する費用のほか、40歳以上64歳以下の第2号被保険者及び65歳以上の第1号被保険者の保険料を財源とすることとされている。

(類似Q&A：平成19年9月1日付「稲城市介護支援ボランティア制度に関するQ&A」問30、問32)

問8 「ボランティア」という呼称を使うことは適切ではないのではないか？

厚生労働省老健局介護保険課長、振興課長通知の中で「市町村の裁量により、地域支援事業として、介護支援ボランティア活動を推進する事業を行うことが可能であることを明確化した」と明記されていることから、現時点では、市町村の地域支援事業として適切な呼称であると判断している。

(参考 平成19年5月7日付老介発第0507001号、老振発第0507001号、厚生労働省老健局介護保険課長、振興課長通知「介護支援ボランティア活動への地域支援事業交付金の活用について」)

問9 稲城市では、介護支援ボランティア制度実施による介護予防効果の目標値をどのように設定しているのか？ この目標値によると、要支援・要介護者をどの程度減少させることになるのか？

介護支援ボランティア活動参加者について、「介護認定率が5%減少すること」を目標値とした。この目標値では、介護支援ボランティアが100人とした場合に、稲城市の要支援・要介護者1,300人に対し、これを0.65人程度減少させる効果が見込まれるもので、この結果、給付費では一年間で1,099,800円の削減効果が見込まれることとなり、一月あたりの介護保険料を1.7円程度引き下げる効果が見込まれることになる。

なお、国が設定している目標値は、「介護予防事業対象者（高齢者人口の5%）について、その20%が要支援者等にならないこと」であるが、稲城市の目標値は国のそれより厳しいものである。

別紙「稲城市介護支援ボランティア制度における介護予防効果の目標値について」、「稲城市介護支援ボランティア制度の実施による介護保険料軽減効果額の試算シート」及び「要介護者数の推計イメージ」を参照のこと。

問10 事業実施にあたっての予算計上額はいくらか？

平成19年度予算額 600千円（市で計上）

区 分	金 額
報償費 介護支援ボランティア制度評価委員会委員報償	214千円
需用費（消耗品費） 事務用消耗品（用紙、インク、ファイル等）	156千円
需用費（印刷製本費） 介護支援ボランティア制度評価委員会報告書等印刷	230千円

平成20年度予算額の目安 1,460千円（管理機関への委託を想定）

委託料の積算内訳（案）	金 額（案）
需用費（消耗品費） 事務用消耗品（用紙、インク、ファイル等）	246千円
役務費 振込手数料 郵送料	130千円 28千円
使用料及び賃借料 パソコンリース料	56千円
負担金補助及び交付金 転換交付金（1人5,000円を限度で200人を想定）	1,000千円

以上